いじめ防止基本方針

令和４年２月

霧島市青葉小学校

目　次

いじめ防止基本方針の改訂にあたって..... 1
はじめに..... 2

第１　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項..... 3
１　いじめ問題の克服に向けた基本的な方向性..... 3
(1) いじめ防止対策推進法制定の意義 3
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念 3

２　いじめの定義 3

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方 5
(1) いじめの防止 5
(2) いじめの早期発見 6
(3) いじめへの対処 8
(4) 地域や家庭との連携について..... 10
(5) 関係機関との連携について 10

４　いじめ問題への対応に当たっての基本的な認識 11

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 12
１　いじめの防止等のために市が実施する施策..... 12
(1) 青葉小いじめ問題専門委員会（附属機関）の設置 12
(2) 市及び市教育委員会としての施策 13

２　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策..... 15
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定..... 15
(2) いじめの防止等の対策のための組織..... 15
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置..... 15

３　重大事態への対処 17
(1) 重大事態の発生と調査..... 17
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置..... 22

(巻末資料)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）..... 23

いじめ防止基本方針の改定にあたって

子供たちの規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性は，時代を超えて大切に育んでいかなければならない。技術革新や国際化などによりこれからの社会が加速度的に変化する状況にあると言われるからこそ，変化の激しい社会を生き抜いていく上で，子供たちの規範意識を養い，豊かな心などを育む教育の推進はますます重要になると考える。

こうした中，いじめの未然防止や早期発見・早期解消といったいじめ問題への対応は，本校教育にとって最重要課題の一つである。本校においては，引き続き，軽微と思われることでも積極的に把握し「１件でも多く発見し，それらを解消する」という基本認識の下，児童に対して適切な対応を取ることが求められる。

いじめ防止対策推進法が平成25年９月に施行されてから８年が経過し，平成29年３月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直し，平成29年10月には鹿児島県教育委員会において「鹿児島県いじめ防止基本方針」の見直しが行われた。本校の基本方針も平成27年２月の策定から６年が経過し，慎重かつ丁寧な実践が積み重ねられる一方で，いじめ事案への対応や関係機関等との連携などの面での課題も出てきた。

今回の改定は，こうした国の基本方針の見直し，鹿児島県の基本方針の見直しや霧島市におけるこれまでの取組を踏まえ，いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針を踏まえ，学校が保護者や外部専門家等とも連携しながら，いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組が進められることを期待したい。

令和４年２月
霧島市立青葉小学校

はじめに

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では，こうしたいじめの重大性を踏まえて，教育相談体制の整備，いじめ防止教育や指導体制の確立，学校と教育委員会や関係機関との緊密な連携，小・中連携を通した心の教育の実践，心をはぐくむ道徳の時間の充実，青葉の笛，米作り，高齢者との交流等の豊かな心を育てる体験活動などを実施し，総合的にいじめ防止対策に取り組んできた。

上記の取組の効果があり，本校のいじめの認知件数は，減少傾向にある。しかしながら，今後一層，軽微と思われることでも積極的に把握し，早期解決に努めようとする意識を高めたり，積極的にネット上のいじめの防止を行ったりする必要がある。

このようなことから，いじめの問題は，依然として本校教育における最重要課題であり，関係者が一丸となった取組の一層の充実が求められるところである。

いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は，本校におけるいじめの現状を踏まえ，その根絶に向けて，家庭，学校，地域，市その他の関係機関の連携の下，実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めることを目的に，いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき，策定するものである。

なお，基本方針の策定に当たっては，文部科学大臣の定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」や「鹿児島県いじめ防止基本方針」「霧島市いじめ防止基本方針」を参酌するとともに，本校の実情を踏まえたものとした。

令和４年２月

第１　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめ問題の克服に向けた基本的な方向性

⑴ いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり，一人の教職員が抱え込むのではなく，学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また，関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり，これまでも，国や各地域，学校において，様々な取組が行われてきた。

しかしながら，いまだいじめを背景として，児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も，いじめと同じ土壌で起こる。いじめの問題への対応力は，我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり，子供が接するメディアやインターネットを含め，他人の弱みを笑いものにしたり，暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり，異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが，子供に影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには，子供を取り囲む大人一人一人が，「いじめは絶対に許されない」，「いじめは卑怯な行為である」，「いじめはどの子供にも，どの学校でも，起こりうる」との意識を持ち，それぞれの役割と責任を自覚しなければならず，いじめの問題は，心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという，学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように，社会総がかりでいじめの問題に対峙するため，基本的な理念や体制を整備することが必要であり，平成25年６月，「いじめ防止対策推進法」が成立した。

⑵ いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

２　いじめの定義

・　いじめ防止対策推進法の第２条で次のようにいじめは定義されている。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）以下同じ
（定義）
第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）第１

条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼　稚部を除く。）をいう。
３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人間関係」とは，学校の内外を問わず，同じ学校・学級や部活動の児童や，塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童との何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは，身体的な影響のほか，金品をたかられたり，隠されたり，嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお，被害を受けた児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても，加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

また，いじめられた児童の立場に立つとは，いじめられた児童の主観のみに基づいて「いじめ」を判断すれば足りるという意味ではない。本人がいじめられていることを否定している場合でも，実はいじめられていながらこれが言えない場合も多々あるので，本人の表情や様子をきめ細かく観察し確認する必要がある。

加えて，いじめられた児童の立場に立って，いじめに当たると判断した場合にも，学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし，厳しい指導を要しない場合であっても，法が定義するいじめに該当する場合には，事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

大切なことは，いじめられた児童の気持ちを受け止め，早期対応，早期解決することである。

なお，いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

具体的ないじめの態様には，以下のようなものがある。

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- 不快に感じるあだなをつけられ，しつこく言われる。
- 容姿や言動について，不快なことを言われる。
- 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。

○　仲間はずれや集団による無視をされる。
- 遊びや活動の際，集団の中に入れない。

・　わざと会話をしない。
・　席を離す，避けるように通る。

○　ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
・　ぶつかるように通行する。通行中に足をかけられる。
・　遊びと称して，よく技をかけられたり，叩かれたりする。
・　叩かれたり，蹴られたりすることが繰り返される。

○　金品をたかられる。
・　脅されてお金や品物を要求される。
・　筆記用具を何度も貸しているが返却されない。

○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
・　くつを隠される。
・　持ち物を取られ，傷をつけられる，ごみ箱に捨てられたりする。

○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
・　机や壁に誹謗中傷を書かれる。
・　人前で衣服を脱がされる。
・　脅されて万引き等をさせられる。

○　パソコンや携帯電話等を使って，誹謗中傷や嫌なことをされる。
・　ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
・　いたずらや脅しのメールを送られる。
・　ＳＮＳのグループからわざと外される。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

（いじめの禁止）
第４条　児童等は，いじめを行ってはならない。
（学校におけるいじめの防止）
第15条　学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
２　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは，どの子供にも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめ問題の克服には，全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり，全ての児童を，いじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのためには，学校だけでこの問題を考えるのではなく，学校，家庭，地域，

市，関係機関が連携して次のことに取り組まなければならない。

○　学校では，教育活動全体を通じ，全ての児童に「いじめは決して許されない行為であること」を理解させ，児童の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度等を育成し，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。そして，全ての児童が安心で，安全な学校生活を送ることができるようにします。

　そのためには，道徳科の授業や，学級活動，児童会活動等の特別活動において，児童が自らいじめの問題について考え，議論する活動や，校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動，相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等，子供自身の主体的な活動として推進することが必要です。また，いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む観点や児童を取り巻く環境等にも着目し，関係機関との連携の中で解決する観点が必要です。加えて，いじめを生まない，解決できる学級・学校づくりを目指し，　全ての児童が安心でき，　自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。このことは，「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり，「分からないことが分からないと言える」授業づくり，「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりと通ずるものです。なお，学校として特に配慮が必要な以下の児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。

・　発達障害を含む，　障害のある児童
・　海外から帰国した児童や外国人の児童，　国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
・　性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
・　東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○　家庭では，子供の思いを確実に受け止めさせ，個性の伸長を図るとともに，自分の大切さとともに他の人も大切にすることができる子育てに努めていきます。
○　地域では，子供会や行事などの活動を通して児童の様子を見守り，いじめと思われる行動を発見したら，学校へ連絡するなど連携を密にします。
○　学校，家庭，地域，関係機関が一体となり，児童が安心して学び続けることができる教育環境の整備をします。
○　学校，家庭，地域が一体となって児童の豊かな情操や道徳心，規範意識の確立に努め，心の通い合う対人関係を構築できるよう努めます。

⑵ いじめの早期発見

（いじめの早期発見の措置）
第16条　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校におけるいじめを早期に発見するため，当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
２　国及び地方公共団体は，いじめに関する通報及び相談を受け付けるための

体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3　学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
4　学校の設置者及びその設置する学校は，相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに，日頃から児童に対する理解を深め，早期発見に努めることが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。さらに，児童の表情や行動の変化，出欠や遅刻等の状況の変化等，小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに，教職員が積極的に児童のことについて情報交換を行い，情報を共有することが大切である。

また，ささいな兆候であっても，いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに，例えば転入学やクラス替えなどの児童を取り巻く周囲の環境が大きく変わる場合には，ささいな変化に気付くことができるよう，より一層の注意が必要である。いじめを認知する際の留意点として，例えば，いじめられていても，本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ，当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合，微かなサインに気付くための「学校楽しぃーと」や「ＳＮＳチェックシート」の質問紙を活用するなど，児童の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし，このことは，いじめを受けた児童の主観を確認する際に，行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は，特定の教職員のみによることなく，法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。いじめの早期発見のため，学校や学校の設置者は，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口の周知等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに，地域，家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

○　本校では，いじめを早期に発見するために，定期的なアンケートを実施したり，休み時間の児童の遊びや日記，授業中の態度などに注意をはらったりし情報収集や実態把握に努めます。
○　本校では，アンケート等で把握した情報をもとに，教育相談日や教育相談週間等を活用し，教育相談を積極的に行い，児童の心を受け止める体制を作っていきます。
○　本校では，教育相談機関連携し，児童がいじめを相談しやすい体制づくりに努めます。
○　家庭，地域には，教育相談窓口を提供し，いじめ対策必携のチェックリストや児童の言動等で気付いた子供の変化に細心の注意を向け，早期発見に努めます。

(3) いじめへの対処

（いじめに対する措置）
第23条　学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
２　学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
３　学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
４　学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
５　学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起こることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の措置を講ずるものとする。
６　学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合，本校では，その場でいじめ行為を止めさせることを最優先し，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保に取り組むとともに，いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等，組織的な対応を行う。これに関連して，学校の教職員がいじめを発見し，又は相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげる。学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告を行わないことは，法第２３条第１項の規定に違反し得るという認識をもつ。

さらに，いじめ問題の解決に向けては，校長のリーダーシップの下，組織的な取組を実施し，早期解決を図る。いじめは，繰り返し行われたり，加害者と被害者の立場が逆転して行われたりすることがあることから，いじめの認知から数か月間は特に注意して組織的に見守る必要がある。学校外でのいじめの実態も報告されていることから，いじめを認知した際は，家庭や地域との連携も必要であり，本校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」の積極的な活用を図る。

「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生

じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては早期に警察に相談・通報の上，警察と連携した対応を取る必要がある。

いじめを認知した時点で対応の在り方を協議することがないように対応の在り方について平素より研修を行い，組織的な対応の在り方についてマニュアルを作成することなども必要である。

「いじめ解消」定義

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは， 少なくとも次の２ つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも３か月の期間継続していること。ただし，いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害児童生徒・加害児童の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。また，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，教職員は，当該いじめの被害児童及び加害児童については，日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ，他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには，一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため，教職員がいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子供に関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち， 適切な対処が行われるよう，教職員研修等を通して，いじめの問題への対処の在り方等について，理解を深めておくことが必要である。また，特定の教職員のみで対応するのではなく，学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。

いじめを生まない，解決できる学級・学校づくりに向けては，教員一人一 人の授業力や学級経営力の向上が必要であり，いじめの未然防止のために，いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め，教職員の気付く力を高めることが必要である。また，いじめの問題に対して，その態様に応じた適切な対処ができるよう，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して，教職員のカウンセリング能力等の向上を推進することが大切である。

なお，体罰は，法律上も禁止されている上，暴力を容認するものであり，児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し，いじめの遠因となるものであることから，教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

⑸ 地域や家庭との連携について

（保護者の責務等）
第９条　保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
２　保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
３　保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
４　第一項の規定は，家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，前三項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。社会全体で児童を見守り，健やかな成長を促すため，学校と家庭，地域との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校が，いじめ問題を協議する機会を設けたり，学校評議委員会を活用したりするなど，家庭，地域と連携した対策を推進することが必要である。

また，いじめの早期発見には，家庭生活における小さな変化を把握することや，いじめを行った児童に，根気強く毅然とした指導を継続する必要がある。保護者と日頃から良好な人間関係を作っておき，いじめの発生時には理解・協力を十分に得ることができるよう体制を整えていく必要がある。

⑹ 関係機関との連携について

（関係機関等との連携等）
第17条　国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう，関係省庁相互間その他関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

子供を取り巻く環境が，複雑化している状況を鑑みると，地域の力や学校の取組だけで環境の改善を図ることは大変難しい。そこで，学校相互間の連携，協力や福祉や警察，その他の関係機関等との連携を今以上に推進し，環境改善に取り組む必要がある。

また，子供たちへの支援だけではなく，その保護者への支援としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣し，保護者の抱える不安や悩みの解消に努め，必要に応じて関係機関との連携が図られるようにする。

以上のような組織づくりに取り組み，学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や青少年育成地域懇談会などで，情報共有体制を構築しておく必要がある。

いじめの問題への対応において，学校が，いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等）との

適切な連携が必要である。そのため，平素から，学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また，教育相談の実施に当たり必要に応じて， 医療機関などの専門機関と連携し，法務局等，学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知するなど，連携した取組を行うことが必要である。

4　いじめ問題への対応に当たっての基本的な認識

本校において，いじめ問題への対応に当たっては，下記の基本認識を持って問題に当たる。

(1) いじめは，「どの学校でも，どの子供にも起こり得る」「まだ気付いていないいじめがある」「１件でも多く発見し，１件でも多く解決する」「けんかやふざけあいであってもいじめに該当するか否かを判断する」との基本認識をもち，無記名アンケート調査や個別面談など，児童の状況を把握する機会を定期的に設ける。また，児童が発する小さなサインを見逃さずに，特定の教職員が，いじめの係る情報を抱え込まず，教職員間で積極的な情報交換を行ったり，保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりする。

(2) いじめの訴えがあった場合には，本人や保護者の心情を最大限に汲み取り，迅速に誠意ある対応を行う。

(3) いじめを認知した場合には，いじめられている児童に対して，学校をあげて守り抜くことを伝え，保護者と十分に連携しながら，いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。

(4) いじめを行った児童には，保護者との理解と協力を得ながら，いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう，根気強く毅然とした態度で指導するとともに，深刻な事態を招く可能性がある場合には，必要に応じ，警察との連携を図るほか，出席停止の措置についても検討する。

(5) 過去にいじめがあった事例については，該当児童のその後の状況を継続的に把握し，いじめが解消したと思われる事例も必要に応じて支援する。なお，いじめを行った児童がいじめられる側となる，あるいは，いじめられている児童がいじめを行う側となる可能性についても留意する。

(6) いじめ問題について，年間を通して全員で取り組む契機となるように，学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し，命の大切さやいじめ問題を主題とした授業や児童会活動等を通じて，児童がいじめ問題に主体的に取り組むように促す。

(7) 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し，「いじめ対策必携」等を活用するなど，いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1)　学校いじめ防止基本方針の策定

ア 学校基本方針策定の趣旨

> （学校いじめ防止基本方針）
> 第13条　学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

法の定めるところにより，市立学校は学校基本方針を策定しなければならない。その際，内容に次のことを位置付ける必要がある。

- 「未然防止」「早期発見」「対処」の一連の具体的な内容
- 自校の課題
- 組織的，計画的，体系的な取組
- 家庭・地域・その他関係機関との連携
- 学校関係者の認識の共有と徹底

また，学校基本方針の策定には，学校だけでなく保護者や地域の意見を反映させることが望ましく，策定された学校基本方針は，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に児童やその保護者に示すとともに，学校だよりやホームページ等に掲載し，保護者や地域にも周知しなければならない。

さらに，学校基本方針には，児童が自らいじめ問題の未然防止，解決のための主体的かつ積極的な参加ができるような場を設定する必要がある。

(2)　いじめの防止等の対策のための組織

ア 組織設置の趣旨

> （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
> 第22条　学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

市立学校は，教職員，スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置しなければならない。

- 当該組織は，全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り，学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- 当該組織は，学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し，必要に応じて見直す。（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）
- 教育委員会は，当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに，必要な指導，助言又は援助を行う。

(3)　学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア　いじめの防止

- 全ての教育活動を通じた道徳教育，人権教育及び体験活動の充実
- 死を悼み，その悲しみを味わうことで生を捉える教育の充実

・　学級会活動や児童会・生徒会活動など特別活動における話合い活動の充実
あいさつ運動，ボランティア活動の充実
・　「いじめをするな」の教育から「○○しよう」の教育にするために「傍観するな」という指導ではなく，「いじめに遭遇したら，○○しよう」という具体的な行動を示した指導の推進
・　児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力，表現力を育むため，読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
・　児童が達成感や充実感を味わうわかる授業の充実
・　規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり
・　いじめに関する教職員研修の充実（「いじめ対策必携」の活用）
・　特別な支援を必要とする児童への配慮

イ　早期発見
・　相談体制の整備と相談しやすい雰囲気の醸成
・　児童との信頼関係の構築
・　教育相談日や教育相談週間などによる定期的な教育相談の実施
・　「学校楽しいーと」や「ＳＮＳ チェックシート」等の定期的なアンケート調査（無記名アンケート）によるいじめの実態把握
・　インターネットや携帯電話・スマートフォン等の利用についての調査によるいじめの実態把握
・　教職員間の連携や家庭，地域との連携による情報交換，情報共有の推進

ウ　早期対応
・　いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は，特定の教職員で抱え込まず，他の業務に優先して，かつ，即日，速やかに学校いじめ対策組織に報告し，学校において組織的に対応する。
・　いじめが疑われる場合の複数教職員の聴き取りによる事実確認
・　被害児童にとって信頼できる人物との連携による支援
・　加害児童への心理や福祉の専門家などの協力を得た組織的な対応（いじめをやめさせる，再発防止）
・　校長のリーダーシップによるその後の対応，改善の指導など，学校としてのいじめに対する組織的な対応（指導体制の確立）

エ　いじめに関する教職員研修の充実
・　「いじめ対策必携」を活用した研修や事例研究を実施する等，いじめの問題に関する指導上の留意点などについて，年に複数回の校内研修を位置づけ，教職員間の共通理解を図り，その観察力や対応力の向上に努める。

オ　組織的な指導体制の確立
・　いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには，校長のリーダーシップのもと，学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に，学校全体で組織的，継続的な取組を行うことが重要である。学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し，適切な報告や情報の共有がなされるとともに，いじめの態様や原因，その背景等に応じて，指導方針や指導方法を明確にし，具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

カ　家庭，保護者との連携や地域との連携の強化

・　ＰＴＡとの共催によるいじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する研修会の実施
・　学校だよりや学校ホームページ等による学校基本方針やいじめ防止等に関する取組の広報・啓発
・　いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
・　いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
・　いじめの事実があると思われた場合，関係する児童の保護者への適切な情報提供
・　いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するとともに，いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援（必要に応じ，被害児童の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症へのケアの実施）
・　いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

キ　関係機関との連携

・　インターネットなどを介して行われるいじめの解決，いじめが犯罪行為として取り扱われたり，重大な被害として認められたりする場合の関係機関と連携

ク　その他

（ァ）学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
（ィ）学校評価による取組の点検・充実・改善

３　重大事態への対処

（1）重大事態の発生と調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第28条　学校の設置者又はその設置する学校は，次に掲げる場合には，その事態（以下「重大事態」という。）に対処し，及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第２８条第１項第１号に係る事態）
〈重大事態と扱われた事例〉
　これらを下回る程度の被害であっても，総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。
・　軽傷で済んだものの，自殺を企図した。
・　殴られて歯が折れた。
・　嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・　複数の生徒から金銭を要求され，総額１万円を渡した。
・　わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第２８条第１項第２号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とするが，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

2　学校の設置者又はその設置する学校は，前項の規定による調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア　重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは，各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また，法第28条第１項第１号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば，

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第１項第２号の「相当の期間」とは，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，日数だけでなく，児童の状況等，個々のケースを十分把握する必要がある。

重大事態は，事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。また，児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態ととらえ，報告・調査等に当たり，適切かつ真摯に対応する必要がある。

児童又は保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

学校又は教育委員会は，重大事態の意味を踏まえ，個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し，報告・調査等に当たる。

イ　重大事態の報告

学校は，重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

ウ　調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は，重大事態に対処するとともに，同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には，教育委員会において調査を実施する。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校主体の調査となった場合でも，法第28条第３項に基づき，教育委員会は調

査する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお，従前の経緯や事案の特性，いじめられた児童又は保護者が望む場合には，法第28条第１項の調査に並行して，市長による調査を実施することも想定しうる。この場合，調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し，重複した調査とならないよう，法第28条第１項の調査主体と，並行して行われる調査主体とが密接に連携し，適切に役割分担を図る（例えばアンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い，収集した資料に基づく分析及び追加調査を，並行して行われる調査で実施する等が考えられる)。

エ　調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには，当該重大事態に係る調査を行うために，速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には，いじめ問題専門委員会を招集し，これが調査に当たる。

オ　事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から)，誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく，学校と教育委員会が事実に向き合うことで，当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

(ｱ) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合，いじめられた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際，いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば，質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり，被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を抑止することが重要である。

いじめられた児童に対しては，事情や心情を聴取し，スクールカウンセラー等を活用し，いじめられた児童の状況に合わせた継続的な支援を行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。　これらの調査に当たっては，教職員向け手引きを参考にしつつ，事案の重大性を踏まえて，教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに，関係機関と適切に連携し，対応に当たる必要がある。

(ｲ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など，いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の気持ちや意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する。調査方法としては，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられるが，くれぐれも保護者の思いに対して配慮を欠くことのないように心がける。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺が起こった場合の調査の在り方については，その後の自殺 防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施することが必要である。その 際，亡くなった児童の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し 再発防止策を構ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこ とが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，法第28条第１項に定める調査に相当することとなり，その在り方については，以下の事項に留意のうえ，「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年３ 月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとす る。

・ 背景調査に当たり，遺族が，当該児童を最も身近に知り，また，背 景調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。なお，児童の自殺に直面した遺族の心情は，時間の経過とともに揺れ動くことも多いため，定期的なかかわりの中で，心情の変化にもしっかりと寄り添う必要がある。
・ 在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。
・ 死亡した児童が置かれていた状況として，いじめの疑いがあること を踏まえ，学校又は教育委員会は，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
・ 詳しい調査を行うに当たり，学校又は教育委員会は，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておくことが必要である。
・ 調査を行う組織については，いじめ問題専門委員会を招集し，これに充てる。
・ 背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
・ 学校が調査を行う場合においては，教育委員会は，情報の提供について必要な指導及び支援を行うなど，適切な対応を行う。
・ 情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮の上，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお，亡くなった児童の尊厳の保持や，子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

カ その他留意事項

法第23条第２項においても，いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ，学校において，いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果，重大事態であると判断した場合も想定されるが，それのみでは

重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず，未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから，法第28条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として，法第23条第２項で行った調査資料の再分析や，必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし，法第23条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は，この限りでない。

また，事案の重大性を踏まえ，教育委員会は，義務教育段階の児童に関して，出席停止措置の活用や，いじめられた児童の就学校の指定の変更や区域外就学等，いじめられた児童の支援のための弾力的な対応を検討する。

キ　調査結果の提供及び報告

(ｱ)　いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は，いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係について，いじめを受けた児童　やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては，学校又は教育委員会は，他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

(ｲ)　調査結果の報告

（公立の学校に係る対処）

第30条　地方公共団体が設置する学校は，第二十八条第一項各号に掲げる場合には，当該地方公共団体の教育委員会を通じて，重大事態が発生した旨を，当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行う。

３　地方公共団体の長は，前項の規定による調査を行ったときには，その結果を議会に報告しなければならない。

４　第二項の規定は，地方公共団体の長に対し，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し，又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

５　地方公共団体の長及び教育委員会は，第二項の規定による調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

法の定めるところにより，教育委員会及びその附属機関は調査の結果を市長に報告しなければならない。なお，いじめを受けた児童及びその保護　者の所見をまとめた文書を受理した場合には，当該文書を調査結果の報告に　添付しなければならない。

(ｳ) 調査結果を踏まえた対応

被害児童に対しては，事情や心情を聴取し，当該児童の状況に応じた継続的なケアを行う。また，被害児童が不登校となっている場合は　　学校

生活への復帰に向けた支援を行う必要がある。その際，必要に応じて，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。加害児童に対しては，保護者の協力を得つつ，個別に指導を行い，いじめの非に気付かせ，被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア　再調査

市長は，教育委員会及びその附属機関や市立小中学校からの重大事態の調査結果の報告について，必要があると認めるときは，附属機関を設けて調査を行う等の方法により，再調査を行うことができる。

イ　再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関として，枕崎市いじめ問題調査委員会を設置する。

当該委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが，委員は弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り，当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

ウ　再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は，再調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために，指導主事やスクールカウンセラー等の専門家の派遣による重点的な支援を行う。

また，再調査を行ったとき，市長はその結果を議会に報告する。内容については，個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが，個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

エ　再調査結果の提供

市長は，再調査を行った際，当該児童及びその保護者に対して，当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとする。なお，提供にあたっては，他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

オ　再調査結果の報告

市長は，教育委員会及びその附属機関や市立小中学校から重大事態の調査結果について再調査を行ったときは，その結果を議会に報告する。

カ　再調査結果に基づく対応

市長及び教育委員会は，再調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講ずる。